



JAL不当解雇撤回ニュース

No515号 2016.11.18
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekakai.com>

福島議員、15分フルに使い国会質問!

11/8 参議院
厚生労働委員会

「労使が自主的な解決の努力をすべき」
～塩崎厚労大臣の発言～

11月8日、参議院厚生労働委員会において、福島みずほ議員(社会民主党)が、15分の持ち時間すべてを使い、予定していた他の案件を返上しJALの解雇問題について質問しました。以下に質疑の模様(要約)を紹介します。

【福島議員】 違法な手続の下で解雇が行われた場合に整理解雇は無効となります。JALにおける整理解雇事件においても、最高裁法理の四要件が適用されるという認識で間違いはないでしょうか。

【政府参考人・山越敬一労働基準局長】 JALの整理解雇事件についても、地裁・高裁において、4つの事項を考慮して判断されたものと承知しています。

【福島議員】 JALの整理解雇事件では、昨年2月に最高裁で解雇有効の判断は出されたものの、去る9月23日、165名の整理解雇の過程での管財人の不当労働行為が最高裁で断罪されました。



2010年11月に乗員組合とキャビンクルーユニオンが解雇回避に向けて、労使が対等の立場で真摯な交渉を行うためにストライキ権を確立するための投票を行っていたことに対して、企業再生支援機構の管財人らが、スト権を確立したら3500億円の出資はしないと嘘をついて恫喝をしたものです。まさに出資者と管財人がこの場合は兼ねていたわけで、こういう恫喝をしながら労働組合法そして憲法上の労働組合権を侵害したことは誠にひどいと思いますが、いかがでしょうか。

JALの整理解雇において不当労働行為が行われたという認識はあるでしょうか。

【政府参考人・山越氏】 御指摘の都労委命令は、整理解雇を不当労働行為としたものではございませんが、管財人の発言が労働組合への支配介入に該当するとして、都労委において不当労働行為と認定されたものです。

【福島議員】 国策として行われた再生の中で不当労働行為が行われ、しかもそれが最高裁でも断じられたことは極めて大きいと思います。

今回の最高裁決定を受けて、厚労省としてどう取り組み、解決するのか決意をお聞かせ下さい。

昨年4月15日の厚労委員会で塩崎大臣は、「労使で話し合いをするということが大事」「きちんと話し合いが行われることを我々としても注視していきたい」と答弁しています。労使の話し合いの状況の報告はあるのでしょうか。あるとすればどのように受け止めているのでしょうか。

【政府参考人・山越氏】 最高裁の決定後の対応ですが、会社側は都労委の救済命令、この内容に従って謝罪文を交付し、掲示をしていると聞いております。

それから、労使の話し合いについては、会社側から、再雇用に関する事項についても労働組合との間でやり取りを行っていると伺っています。

厚労省としては、個別の労使間における話し合いの内容、その是非を判断する立場にはないわけですが、労使の意見が一致しない場合には、まずは労使

の当事者が自主的な解決に向けて努力をすべきものだと考えています。

【福島議員】 きちんとした労使交渉がされないから問題なわけです。極めて問題なのは、再建の過程で165名の整理解雇が行われ、その後2970人もの客室乗務員が採用されています。パイロット不足も大変指摘されています。経験豊富な84名の客室乗務員がそのまま元に復帰できないというのは著しく不公平、不公正だと思います。

国策として企業再生を行ってきたことに関して責任がない、関係ないということはありません。

国土交通省、この不当労働行為について責任があるのではないのでしょうか。

【政府参考人・和田浩一航空局航空ネットワーク部長】 政府の責任についてですが、平成22年1月19日に閣議了解がなされています。これは、企業再生支援機構が日本航空の支援決定を行うに際し、関係者の役割と日本航空再生に向けての意思を表明したものです。

一方、整理解雇という人員削減の手法については、日本航空において意思決定したものであり、政府主導の下で行われたものとは認識をしております。従って、日本航空の整理解雇については個別企業における雇用関係に係る問題であることから、日本航空において適切に対処すべきものと考えております。

【福島議員】 ILO から三度勧告が出されています。これに関してどう回答するのでしょうか。

【政府参考人・山越氏】 ILO の第三次勧告において、都労委の救済命令に関して、最高裁において係属中の訴訟の結果に関する情報の提供も含め、政府のコメントの提出を求められています。今般、最高裁で上告棄却の決定がされたことも含め、可能な限り速やかにコメントを提出していきたい。

【福島議員】 先ほど厚労省はJALに意見を聞いていたと言いました。それでは、解決のために組合の意見も聞いて下さい。いかがですか。

【政府参考人・山越氏】 労働組合側からは、日本航空は春闘などでの交渉において形式的な話し合いに応じているものの、解決に向けた具体的な交渉はいまだ実現をしていないと伺っています。

【福島議員】 月日も流れております。ILO から勧告を受け、不当労働行為も最高裁が認めました。そして解雇された人たちが放置されている。誰も戻っていない。でも、大量の人たちを採用している。アンフェア、不公平だと思います。解決すべきではないですか。大臣、一肌脱いで頂きたい。

【塩崎恭久厚生労働大臣】 労働関係に関する主張が労使で一致しない場合には、まずは自主的に努力をお互いにするというところで、当事者、つまり労使の自主的な解決が必要なことだと思います。まずはこの努力をして頂くことです。

【福島議員】 電通の過労死やいろんな事件がなぜ厚労委員会で取り上げられるか、不公平やアンフェアな問題があることについて労働行政は身を乗り出すべきだということではないですか。

JALの再生の問題は国策として行われ、税金も使い、そして管財人と出資した人間が一緒に、労働組合弾圧して解雇して、それを放置しているわけです。人手が足りないのです。優秀なパイロット、客室乗務員を解雇しながら大量に採用するのであれば、解雇の必要なかったと言えませんか。

【政府参考人・和田氏】 国交省といたしましては、個別企業における雇用関係に係る問題ですので、日本航空において適切に対処すべきものと考えております。

【福島議員】 ILO の勧告の回答も日本政府は求められているわけで、不当労働行為だと断ぜられたことを重く受け止めて、是非解決し、せめて、大量に人を採用しているのなら解雇した人たちを復帰させるべき、そういう形で是非解決して下さるよう心からお願い申し上げます。

